

令和 7 年度

定期監査報告書

[令和 6 年度後期分]

八潮市監査委員

令和7年度定期監査結果報告

1 監査の実施方針

地方自治法第199条第4項及び八潮市監査基準に基づき、財務に関する事務の執行が予算や法令等に従って適正かつ正確に処理されているか、また、最少の経費で最大の効果をあげているかなど、経済性、効率性及び有効性の観点から実施した。

2 監査の対象範囲

- ① 一般会計及び特別会計に係る令和6年10月1日から令和7年3月31日までの伝票
- ② 令和6年10月1日から令和7年3月31日までに締結した随意契約
- ③ 令和6年10月1日から令和7年3月31日までの会計年度任用職員に関する書類

3 監査の着眼点

(1) 歳入関係

- ① 調定事務は、法令等に基づいて処理されているか。法令等によらない場合は、市の会計規則や調定マニュアルに基づいて処理されているか。
- ② 調定の時期や調定の手続きは適正か。
- ③ 調定額の根拠となる書類等の添付は適切か。

(2) 歳出関係

- ① 支出負担行為、支出命令の時期は適正か。
- ② 支出科目や支出額は適正か。
- ③ 支払い遅延や支出漏れはないか。
- ④ 不経済な支出や不適當な支出はないか。
- ⑤ 伝票の添付書類や摘要欄の内容は適切か。

(3) 契約関係

- ① 八潮市契約規則等に基づき、処理されているか。
- ② 契約内容は適正か。
- ③ 随意契約を適用した条項は適切か。
- ④ 起案書の内容は適切か。
- ⑤ 見積書の取扱いは適切か。
- ⑥ 決裁区分は適正か。
- ⑦ 電子決裁システムが正しく運用されているか。

(4) 会計年度任用職員関係

- ① 会計年度任用職員の任用及び退職手続きは適正か。
- ② 会計年度任用職員の報酬・給与、費用弁償・通勤手当等の過不足はないか。
- ③ 年次有給休暇等は適正に管理されているか。

4 監査の対象

八潮市行政組織規則第2条に規定する組織、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、農業委員会事務局及び教育委員会

5 監査の期間

令和7年4月3日から7月10日まで

6 監査の実施内容

監査の実施内容は、調定額決議書、収入票、支出負担行為決議書、支出負担行為決議兼支出命令書、契約書関係書類、会計年度任用職員の出勤簿、年次有給休暇簿等を確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び会計年度任用職員に関する監査の結果、全体としては、関連法令等及び予算に基づき、概ね適正に処理されていると認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項（指摘事項）が見受けられたので、所要の措置を実施されるよう求める。

(1) 伝票関係

- ① 普通旅費について
 - ・普通旅費において、出張旅費の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（人事課）
- ② 報償費について
 - ・空調の故障により中止となった事業に対し、講師謝礼金を全額支払われているものが認められた。（八潮メセナ）

(2) 会計年度任用職員関係

① 報酬・給料について

- ・無給の特別休暇について、計算誤りにより支給額を誤っているものが認められた。(保育課)
- ・減額分の精算誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(保育課)

② 費用弁償・通勤手当について

- ・勤務日の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(保育課、図書館)
- ・費用弁償の精算誤りにより、支給額を誤っていたものが認められた。(学務課)
- ・通勤届において、バス利用として提出されているものの、実際は異なる通勤手段が大半であるものが認められた。(保育課)

③ 時間外勤務手当について

- ・時間外勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(保育課、商工観光課)

④ 期末手当について

- ・基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(子ども家庭支援課)

- ・精算誤りにより、支給額を誤っていたものが認められた。(保育課)

⑤ 給与改定に伴う差額について

- ・差額計算の誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(小中一貫教育指導課、保育課)